

第24回

高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成16年11月5日開会

平成16年11月5日閉会

高知県・高知市病院組合議会

第24回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（11月5日）

出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	3
議事日程	3
会議録署名議員の指名	4
会期の決定	4
議案の上程	4
高橋管理者	4
質疑	17
採決	24

巻末掲載文書

議案の提出について	25
議決一覧表	26

招 集 告 示

高知県・高知市病院組合告示第13号

第24回高知県・高知市病院組合議会定例会を、平成16年11月5日に高知県議会議事堂第3・4委員会室に招集する。

平成16年10月29日

高知県・高知市病院組合管理者 高橋 淳一



議 員 席 次

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	6番	小 崎 千 鶴 子 君
7番	坂 本 茂 雄 君	8番	下 本 文 雄 君
9番	高 野 光 二 郎 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
15番	水 口 晴 雄 君	16番	元 木 益 樹 君

第24回高知県・高知市病院組合議会定例会会議録

平成16年11月5日（金曜日） 会議第1日

出席議員

1番	朝比奈 利 広 君	2番	池 脇 純 一 君
3番	今 西 清 君	4番	岡 村 康 良 君
5番	楠 本 正 躬 君	6番	小 崎 千鶴子 君
7番	坂 本 茂 雄 君	8番	下 本 文 雄 君
9番	高 野 光二郎 君	10番	武 内 則 男 君
11番	西 村 和 也 君	12番	西 森 潮 三 君
13番	樋 口 秀 洋 君	14番	牧 義 信 君
16番	元 木 益 樹 君	15番	水 口 晴 雄 君

欠席議員

な し

説明のため出席した者

管 理 者	高 橋 淳 一 君
副 管 理 者	吉 岡 諄 一 君
出 納 長	植 田 紹 春 君
監 査 委 員	川 添 裕一郎 君
理事（院長予定者） 兼 病 院 統 括 監	瀬戸山 元 一 君
高知中央病院長	堀 見 忠 司 君
高知市民病院長	大 脇 嶺 君
事 務 局 長 兼 事 務 局 次 長	吉 岡 和 夫 君
事 務 局 次 長 兼 局 設 置 準 備 部 長	沖 一 君
参 事	福 田 充 宏 君
参事（看護担当）	林 吉 子 君

参事（看護局準備担当） 兼 看 護 課 長	梶 本 市 子 君
移行統括部長	長 瀬 順 一 君
高知中央病院事務局長	中 脇 和 基 君
高知市民病院事務長	小 松 貢 君
企画調整課長	下 元 俊 彦 君

議会事務局職員出席者

書	記	檜 谷 誠 人 君
書	記	谷 内 康 洋 君

議 事 日 程（第 1 号）

平成16年11月 5 日（金曜日） 午前10時開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第 2 号 公平委員会の事務の委託の廃止に関する議案

報第 1 号 平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算

午前10時02分 開会 開議

○議長（元木益樹君） ただいまから平成16年11月高知県・高知市病院組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

会議録署名議員の指名

○議長（元木益樹君） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

3番 今 西 清 議員

9番 高 野 光二郎 議員

15番 水 口 晴 雄 議員

をお願いいたします。



会期の決定

○議長（元木益樹君） 次に、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期を本日1日としたいと存じますが、御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日1日と決しました。



議案の上程

○議長（元木益樹君） 日程第3、議第1号平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算から報第1号平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算まで、以上3件を議事の都合上一括議題といたします。

（提出書 巻末25ページに掲載）

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

管理者。

○管理者（高橋淳一君） 済みません、出納長がちょっとおくれております。すぐ参りますので、どうぞ御了承願いたいと思います。

本日、議員の皆様のお出足をいただき、平成16年11月高知県・高知市病院組合議会定例会が開かれますことを厚くお礼申し上げます。

高知医療センターの整備につきましては、10月末現在の進捗率が、病院本館につきましては94.3%となっております、5階以上の内装を残すのみとなっております。また、職

員宿舎等、その他施設につきましても69.5%、順調に整備が進んでおります。

統合情報システム整備につきましては、今後順次機器等を設置しまして、来月中旬には第1回目の総合リハーサルを行う予定でございます。リハーサルは、開院までに5回ほど実施する予定で、模擬患者を用いてシステムの運用等について確認をするとともに、職員の習熟等を図ることによりまして、ハード面、ソフト面でともに万全の状態を開院を迎えられるように準備を進めてまいります。

医療の体制の整備につきましては、県、市、医師会などの関係機関や病院運営のパートナーであります高知医療ピーエフアイ株式会社と緊密に協議等を図りながら、開院に向けた詰めの検討を進めてまいります。こうした取り組みとあわせまして、10月22日に病院組合本部と両病院を一本化した移転実施本部を設置いたしました。患者さんの安全な移送と、医療機器等のスムーズな移転のため、具体的な役割や手順を検討しております。

高知中央病院、高知市民病院の運営につきましては、円滑な移行に向けた患者数の抑制や、地域医療連携などの取り組みの中で、患者数等は昨年の実績に比べますと減少しておりますが、年度当初に想定した範囲内での推移となっております。このうち地域医療連携の取り組みにつきましては、両病院合計の9月の実績は、紹介率が34.8%、逆紹介率は50.0%となっております。

また一方で、県から新潟県中越地震の被災者に対する医療救護活動への要請がありました。このため、中央病院3人、市民病院2人に芸陽病院1人を加えた医師や看護師など6人の医療チームを編成しておりまして、出発要請があり次第派遣することとしています。

このほか、医療センターの開院に向けた具体的な取り組みにつきましては、引き続き開かれまます議員協議会においてご説明をさせていただきます。

それでは、今回提案をいたしました議案を御説明いたします。

まず、平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算議案は、収益的予算につきましては、平成17年3月分の高知医療センターの運営費用等について、収入合計で9億5,000万円余り、支出合計で11億1,000万円余りを、資本的予算につきましては、2月までの本部事務局の人件費等について、収入合計で3,500万円余り、支出合計で3,400万円余りを増額しようとするものでございます。

次に、公平委員会の事務の委託の廃止に関する議案は、来年3月1日から組合に地方公営企業法の全部を適用することを予定しておりますが、組合に地方公営企業法が全部適用された場合、職員は企業職員となり、公平委員会の権限が及ばなくなるため、高知県との間で締結した公平委員会の事務の委託に関する規約を廃止することとし、その手続として、地方自治法の定めるところにより、組合議会の議決を求めるものでございます。

平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算は、お手元に決算書をお配りしておりますが、地方公営企業法第30条の規定に基づきまして、平成15年度決算について、議会の認定をお願いするものでございます。詳細につきましては、事務局より御説明申し上げ

げますので、何とぞ御審議の上、適切な議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） それでは、今回提案いたしました平成16年度補正予算議案など2議案及び平成15年度決算につきまして御説明させていただきます。

まず、16年度補正予算議案についてでございます。

議案及び説明書の説明に先立ちまして、お配りしてあります資料でA4横書きの1枚、補正予算総括表というのがございます。それで概要を説明をまずさせていただきます。A4、1枚ものの横の表でございます。

初めに、収益的収支についてでございますが、今回当初予算での計上を見送りました平成17年3月分の高知医療センターの予算を中心に補正予算を計上いたしております。収入でございますが、まず高知中央病院、高知市民病院の医業外収益をそれぞれ680万円減額することとしておりますが、これは消費税及び地方消費税の還付金を当初予算に医療センターの予算を計上しなかったことから、両病院に均等に割り振って計上してはいたしましたが、今回それを両病院から減額しまして、医療センターに再計算の上、計上がえるものでございます。

次に、医療センター、これ3月分でございますが、医業収益のうち入院収益は、両病院からの患者移送数などを考慮いたしまして、1日の平均患者数を375人と見込み、診療単価につきましても両病院の平成15年度の決算数値をもとに4万3,000円と見込み、積算をいたしております。また、外来収益は、開院直後という特殊事情から、1日の平均患者数を1,000人と見込み、診療単価も入院収益と同様に、両病院の平成15年度の決算数値をもとに8,800円と見込み、積算をいたしております。

その他医業収益は、室料差額収益でありますとか、公衆衛生活動収益からなっております、3,660万9,000円を見込んでおります。

医業外収益でございますが、救命救急センターや、総合周産期母子医療センターの運営などに関します補助金でありますとか、高度医療等に対します構成団体からの負担金、公舎使用料などのその他医業外収益からなっております、2億1,079万4,000円を見込んでおります。このうち構成団体からの負担金につきましては、1億8,479万7,000円となっております、この負担金につきましては、恐れ入りますがもう一枚、1枚ものの資料でお配りしてあります資料「高知医療センターに対する構成団体負担金合意事項」という1枚ものがございますが、こちらの方で県、市と合意ができておまして、この考え方に基きまして、今回予算を計上いたしております。この合意事項につきましては、見ていただきますと1番に合意事項がございまして、センターの負担金につきましては、現行両病院の負担を上回らないことを基本としまして、お配りの表の額を暫定基準といたしまして、合意をいたしております。この暫定基準による数値を見ながら、平成19年度に向けて医療センターの経営動向等も見ながら、19年度当初予算で確定させていくということを県、市と合意しておるところでございます。

以上、医療センターの収入の計は9億7,312万8,000円となっておりまして、3病院合計では9億5,952万8,000円の増額補正をお願いするものでございます。

支出に移りまして、医業費用でございますが、高知中央病院、高知市民病院の給与費につきまして、それぞれの病院に配置しましたプロパー職員の配置数に増減がございましたので、補正をお願いするものでございます。

高知中央病院の減価償却費につきましては、昨年度末に中央病院から医療センターに移設する医療機器を県から購入いたしました。この医療機器の品目の確定によりまして減価償却費も確定いたしましたので、それにあわせまして減額するものでございます。

次に、医療センターでございます。主な費用の内容は、議案説明書で後ほど説明させていただきますが、医業費用は給与費や材料費、経費などからなっておりまして、9億8,808万1,000円を見込んでおります。

医業外費用、予備費を合わせました医療センターの支出の計は、11億937万円となっておりまして、3病院合計では11億1,929万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。この結果、当年度の損益は、表の下から2行目でございますが、3病院合計で、1億3,637万4,000円の赤字を見込むことになっております。

この要因としましては、医療センターの入院・外来収益が開院直後1カ月間という特殊事情から、通常ベースからはかなり落ちると想定して、予算計上せざるを得ないことが大きな要因でございます。加えて県、市からの割愛職員を受け入れることによりまして、患者数に比べまして開院当初から人件費がかさむという傾向にあるということなどが上げられるところでございます。

費用のうち、現金支出の必要のない減価償却費を除きます資金収支でも1億456万3,000円の資金不足となる見込みでございます。この資金不足額につきましては、医療センター移行のための一時的にやむを得ないものでございまして、県及び市から長期の借入れを受け、対応することといたしております。その表の欄外右下に構成団体から長期借入金3億円を借入れと記載してございますが、マックスの額として県、市に予算計上をお願いしている額でございます。この長期借入金につきましては、病院経営が一定軌道に乗りますと想定しております平成18年度から3年間で返却する計画で、その旨県、市に申し出をしておるところでございます。

続きまして、右側の資本的収支でございます。

まず、収入でございますが、医療センターの整備等に対します構成団体からの負担金の増額と、高知大学医学部からの臨床実習経費委託金の減額によりまして3,564万5,000円の増額をお願いするものでございます。

次に、支出でございますが、一般管理費は医療センターの6局体制の本格的な組織づくりなどに伴いまして、今年度救命救急センター長予定者を初め、本部事務局職員5名の増員を図りました。このことによりまして、職員給与費4,011万円の増額をお願いするもの

でございます。高知中央病院建設改良費は、医療機器の購入のための予算でございますが、今後予定がございませんので減額するものでございます。

以上、3,445万円の増額をお願いするものでございます。

以上が補正予算の概要を総括表によりまして御説明を申し上げます。

続きまして、予算議案及び議案説明書に沿って説明をさせていただきます。

お手元の予算議案及び予算に関する説明書でございます。1ページをお願いいたします。

第2条の業務の予定量についてでございますが、先ほど御説明いたしましたとおり、開院直後という特殊事情を見込んだ医療センターの患者数を設定をいたしております。また、主要な建設改良事業といたしまして、県市統合新病院整備推進事業、高知中央病院医療器械等整備事業の補正を計上いたしております。

2ページをお願いいたします。

第5条の債務負担行為でございますが、医療センターの開院とあわせまして、院内保育所を運営することとしておりまして、来年度3月末までの契約を締結することとなりますので、債務負担行為を設定する必要があるものでございます。

3ページをお願いいたします。

第6条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費は、職員給与費と交際費の増額補正にあわせまして改めるものでございます。

第7条の棚卸し資産購入限度額は、医療センターの予算計上にあわせまして改めるものでございます。

4ページから8ページの実施計画につきましては、総括表により御説明させていただいたことと重複いたしますので省略をさせていただきます。9ページをお願い申し上げます。

9ページ、資金修正計画でございます。16年度の資金の動きをまとめたものでございます。受入資金は、3病院の事業収益や構成団体からの借入金、医療センター整備に要します企業債、構成団体からの負担金、県、国からの補助金などによりまして341億903万6,000円を予定しております。支払資金は、事業費用や建設改良費などによりまして340億6,919万2,000円を予定しておりまして、差額の3,984万4,000円につきましては、翌年度に繰り越されることとなるものでございます。

10ページ以降が給与費明細書でございます。

まず、10ページが総括表です。医療センター開院にあわせまして、県、市からの割愛職員を受け入れますので、補正後の損益勘定支弁職員は、特別職が議員14名と監査委員2名、企業長1名の計17名、これは地方公営企業法の全部適用を予定いたしまして、設定をいたしております。一般職が668名と見込んでおります。なお、資本勘定支弁職員につきましては、開院後は損益勘定支弁職員に切りかわることとなります。

飛びまして19ページをお願い申し上げます。

19ページは、補正予算概要の説明でございます。

先ほど概要を説明させていただきましたので、主要な項目のみ説明させていただきます。まず、収益的収入でございますけれども、19ページ、20ページの内容の大半につきまして、概要で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

21ページをお願い申し上げます。

収益的支出に移りまして、高知中央病院事業費用のうち、退職給与金でございますが、これは臨時職員の退職給与金でございます。県の制度に支給規定がありましたため計上しておりましたが、病院組合では該当規定がないということで、検討しておりましたけれども、病院組合のこれまでの規定どおりといたしましたので、不用となり減額するものでございます。

22ページをお願いいたします。

高知医療センター事業費用でございます。医業費用の給与費は、県、市からの割愛職員及びプロパー職員に係ります職員給与費並びに臨時の看護職員の賃金及び研修医、専修医の報酬でございます。材料費は、薬品費、診療材料費、医療消耗備品費合わせまして2億3,223万3,000円を計上しております。

23ページをお願いいたします。

経費でございますが、その主なものとしましては、光熱水費、燃料費でS P Cに支払うこととなります。

保険料は、病院賠償責任保険料や、建物などの損害保険料でございます。

委託料につきましては、P F I 事業契約委託料2億4,029万7,000円、病院組合業務システム保守管理委託料888万8,000円、院内保育所運営委託料213万円などがございます。

負担金諸会費は、このうち1,824万円が県、市からの派遣職員に係ります人件費相当額の負担金でございます。これは事務職員につきましては、割愛採用とせず、当面は県、市からの派遣職員とする予定でございますので、これに対します負担金を計上しておるものでございます。

24ページでございます。

減価償却費は、平成15年度に購入いたしました市民病院の救急科設置に要しました医療器械や中央病院からの移設医療機器に係るものでございます。

医業外費用の割賦金利息は、病院本館施設購入費の2分の1に相当する額を来年度から15年間の割賦により支払っていきますけれども、その分の利息と職員宿舎等その他施設の賃料のうち、施設整備元金に相当する額に係ります利息などがございます。

長期借入金利息は、県、市からの借入金に対する利息でございます。繰り延べ勘定償却は、先ほど説明申し上げました平成15年度に購入しました医療機器にかかります控除対象外消費税を翌年度に繰り延べましたので、今年度から償却するものでございます。

25ページをお願いいたします。

議会費、監査委員費、企業団管理費は、17年3月分の経費でございまして、2月までの分は資本的収支で計上いたしております。

収益的収支の説明は以上でございます。

26ページ、27ページは、資本的収支の補正予算内容の説明でございまして、概要で説明させていただきましたので、省略をさせていただきます。

28ページは、院内保育所運営委託の債務負担行為に関する調書でございます。

29、30ページは、平成16年度末の予定貸借対照表でございます。

資産の部は、まず固定資産でございますが、平成17年2月末で建設仮勘定から土地、建物等各資産に割り振りを行ったものでございます。

流動資産は、現金預金が3,984万4,000円、未収金が平成17年2月、3月分の診療報酬や施設整備への補助金など33億9,553万1,000円、薬品、診療材料など貯蔵品として保有するものが4,995万円などとなっております。

繰り延べ勘定は、控除対象外消費税で10億172万円となっております。資産合計では、432億5,770万5,000円となっております。

負債の部は、固定負債が県、市からの長期借入金で3億円、病院本館施設購入費の2分の1に相当する額の長期未払金が110億427万9,000円となっております。

流動負債は、一時借入金で21億3,000円と多額となっておりますけれども、これは施設整備への補助金などの未収金が多額となるためでございます。

未払金は、17年3月分の手当料や経費、県市派遣職員の人件費相当額負担金などで11億2,908万2,000円となっております。所得税などの預り金と合わせました負債合計では、145億9,336万1,000円となっております。

資本の部は、資本金は自己資本金が42億3,656万7,000円、企業債が229億7,329万7,000円となっております。

剰余金は資本剰余金が国庫補助金、県補助金など16億925万4,000円、利益剰余金が当年度未処理欠損金としまして1億5,477万4,000円となっております。資本合計では286億6,434万4,000円となっております。

また、負債と資本の合計では、432億5,770万5,000円となっております。資産の額と一致いたします。

以上で、16年度補正予算議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、第2号議案につきまして御説明をさせていただきます。

議第2号公平委員会の事務の委託の廃止に関する議案でございます。

医療センターの経営につきましては、来年3月1日から地方公営企業法の全部を適用するという事を予定しております。地方公営企業法の適用の変更に伴う規約変更につきましては、この後開かれます議員協議会で説明を詳しくさせていただくという事を予定

しております。管理者からも説明申し上げましたとおり、地方公営企業法の全部が適用された場合、地方公営企業法第39条第1項の規定によりまして、地方公務員法に基づく公平委員会に関する規定が適用されなくなりますことから、現在高知県に委託しております当該事務を廃止しようというものでございます。

なお、御議決をいただきました後には、県に廃止についての協議を行いまして、これを受けて県におきましては12月県議会で同様の議案を提出、議決を得るということとなります。

第2号議案につきましては、以上でございます。

続きまして、平成15年度決算につきまして御説明させていただきます。

まず、決算書から説明をさせていただきます。

決算書の1ページをお願いを申し上げます。

決算書の1ページでございます。収益的収入、支出につきましては、建設中のため損益がありませんので、該当事項がございません。

資本的収入及び支出のうち、収入につきましては、企業債が前年度からの繰越事業に充当しました6,300万円と合わせまして5億5,300万円、負担金が9億2,963万2,187円、雑収入が9万6,569円の合計14億8,272万8,756円となっております。

支出については、建設改良費で14億8,370万8,406円となっております。なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する97万9,650円につきましては、前年度からの引継現金で補てんをいたしております。

2ページをお願いいたします。

損益計算書は、先ほど申しましたように、建設中のため損益がありませんので、該当事項はございません。

剰余金計算書でございますが、利益剰余金はありませんが、資本剰余金が本年度2,245万4,262円生じております。これは、当組合から県立中央病院と高知市立市民病院へ看護師5名を派遣をいたしてございましたが、この派遣職員に係ります人件費相当額を両病院から受け入れたものでございまして、同額が翌年度に繰り越しとなっております。剰余金処分計算書は該当がございません。

3ページをお願いいたします。

15年度末の貸借対照表について御説明申し上げます。

まず、資産の部ですが、固定資産として有形固定資産と無形固定資産がございまして、有形固定資産のうち器械備品の項は、市民病院への救急科設置に要しました医療機器及び中央病院からの医療センターに移設する医療機器を計上してございまして、その他の経費につきましては、建設中ということで、すべて建設仮勘定に計上いたしております。

無形固定資産は、電話加入権でございます。

流動資産は、現金預金、未収金、未払金がございまして、このうち未収金につきまして

は、大半が構成団体であります県、市からの負担金でございます。

繰り延べ勘定の控除対象外消費税ですが、これは資本的支出で支払いました消費税額のうち納税計算に当たって控除できなかったものにつきまして、20年以内での償却が認められておりまして、損益がありませんので、費用化されずに残高として上がっているものでございます。

以上、合わせまして資産の合計は93億1,646万9,446円となっております。

次は、負債の部でございます。まず、流動負債でございます。未払金、その他流動負債でございます。未払金は、15年度に債務は発生しておりますが、請求書が来てない等のために、支払いが年度内に完了しなかったものでございます。また、流動負債につきましては、所得税などの預かり金が主なものでございます。

資本の部に移りまして、資本金でございますが、自己資本金と借入資本金がございまして、自己資本金は構成団体であります県、市からの負担金で、借入資本金は企業債の残高となっております。

剰余金は、資本剰余金がございまして、剰余金計算書のところで御説明申し上げましたとおりでございます。

以上によりまして、負債、資本の合計は93億1,646万9,446円となりまして、資産の合計と一致をいたしております。

4 ページをお願いいたします。

事業報告書の(1)概況でございますが、まず総括事項といたしまして、両病院から高知医療センターへの円滑な移行を目的といたしまして、中央病院に総合診療科を、市民病院に救急科と脳神経外科を新設し、高知医療センターに期待される医療機能の充実を図りました。また、16年4月からは、両病院を病院組合立の病院として一体的に運営するための準備を始めたものでございます。

高知医療センターの整備につきましても、病院本館施設や職員宿舎等その他施設の建設が進められて、冒頭管理者が申し上げましたとおり、予定をやや上回るペースで順調に進んでいるところでございます。

議会の議決事項につきましては、まず6月臨時会で監査委員選任について同意をいただきました。11月定例会では、移行業務の増大に伴い採用いたしました職員の人件費の予算補正を行いました。

また、理事の設置及び給与に関する条例の一部を改正しまして、理事の給与について、県職員の例に準じて必要な改正を行いました。さらに14年度決算の認定もいただいたところでございます。

2月定例会では、16年度当初予算と県、市からの派遣職員の増員に伴います人件費相当額負担金の増額などの予算補正を行いましたほか、16年4月から両病院を病院組合立の病院としての運営するため、料金徴収条例でありますとか両病院の設置に必要な規定の整備

を行ったところでございます。

5 ページをお願いいたします。

行政官庁認可事項は、医療法の規定に基づきまして、両病院の開設許可、使用許可をそれぞれ県及び高知市から受けたものでございます。

次に、職員に関する事項でございますが、年度末の職員数を記載しておりまして、移行業務の本格化に伴いまして、前年末と比較いたしまして、一般職が12名の増となっております。新たな労働協約の締結、変更、給与ベースの改定、その他職員の身分取り扱いに関する重要な変更等は、職員の育児休業等に関しまして必要な事項を定めましたこと、事業推進体制の充実を図るため職員定数を改めましたこと、また先ほども説明いたしましたとおり、理事の給与について必要な改正を行いました。

6 ページをお願いいたします。

料金その他供給条件の設定、変更に関する事項は該当事項はございません。

次に、(2)の工事でございますが、建設工事は工業用水の中継施設を整備したものでございまして、東部環境センターまで延びております工業用水の配水管から医療センターに工業用水を引くため、受水槽やポンプなどを整備したものでございます。改良工事、保存工事は該当事項はございません。

次に、(3)の業務でございますが、業務量は予算に定められました業務の予定量に対する実績額を記載しておりまして、本年度は14億8,370万8,406円となっております。前年度と比べまして172.6%という大幅な増加となっておりますが、これは病院本館施設の工事の監理業務でありますとか、統合情報システムの開発業務といったPFI関係のものでございますとか、あるいは医療機器の取得等があったことが主な原因でございます。

事業収入に関する事項以下は、該当事項はありません。

7 ページをお願いいたします。

(4)会計でございますが、重要契約の要旨は、500万円以上の契約につきまして記載しておりまして、PFIアドバイザー業務委託のほか、医療機器の取得や工業用水中継施設の建設工事等の契約がございました。

8 ページでございます。

企業債及び一時借入金の概況でございますが、まず企業債はそのほとんどが病院建設用地の取得費に充てたものでございます。14年度末までに59億900万円を借り入れておりまして、15年度には病院組合業務システムの開発経費3億4,600万円を初め、5億5,300万円を借り入れておりまして、合わせまして64億6,200万円を借り入れております。元金の償還はまだ始まっておりませんので、そのままの金額が15年度末の未償還額となっております。一時借入金につきましては、該当ございません。その他会計経理に関する重要事項というのは、該当事項ございません。

9 ページでございます。

収益費用明細書は、該当事項はございません。

次に、固定資産明細書でございますが、有形固定資産明細書につきましては、先に説明申し上げましたとおり、器械備品と建設仮勘定がありまして、それぞれ当年度に執行いたしました額が増加してございます。無形固定資産は変動ございません。

10ページでございます。

企業債明細書でございますが、企業債に関する内訳を記載しております。

以上が決算書の説明でございます。続きまして、決算内容説明書に移らせていただきます。

決算内容説明書、1ページをお願いを申し上げます。

決算報告書の内訳でございますが、予算額と決算額を節ごとに比較した表でございます。

まず、資本的収入及び支出の収入ですが、企業債は5億5,300万円となっております、前年度からの繰越事業の病院組合業務システムの実施設計作成業務に6,300万円、病院本館施設の建築工事監理業務に1億1,800万円、病院組合業務システムの開発業務に3億4,600万円、工業用水中継施設の建設工事に2,600万円を充ててございます。

負担金は、病院組合規約に基づきます県、市からの構成団体負担金が9億717万7,925円、それから県、市との職員派遣協定に基づきます両病院への派遣職員に係ります人件費相当額の負担金が2,245万4,262円となっております。

雑収入は、預金利息が771円、その他雑収入が9万5,798円となっております、これは臨時職員等の労働保険料、あるいは病院建設用地の電柱敷地許可の使用料などでございます。

以上、収入合計は14億8,272万8,756円となっております。

2ページから4ページが支出でございます。主だった項目について御説明申し上げます。

まず、1目の議会費でございます。組合議員報酬が110万3,404円、議会開催に伴います費用弁償旅費が62万円などによりまして、合計195万7,174円となっております。

次に、2目の一般管理費でございます。給料及び手当は、管理者、理事、参事を初め、プロパー職員に係りますものでございます。

賃借料は、維持管理費込みの組合事務所の賃借料が1,128万5,612円、このほかパソコンや公用車の借上料でございます。

委託料につきましては、職員採用関係の委託業務などがございます。

3ページでございます。

負担金は、県、市からの派遣職員20名の人件費に相当します負担金が1億5,315万9,782円、中央病院及び市民病院の職員の新病院関連業務に要しました時間外勤務手当相当額の負担金が1,432万2,192円などからなっております。

退職給与金は、職員2名が退職したことによるものでございます。

以上、合わせまして一般管理費の合計は3億2,149万9,711円となっております。

3目の監査委員費は、11万5,302円となっております。

4目の施設整備費ですが、印刷製本費は、高知医療センターのパンフレットのほか、16年4月からの組合立病院への移行のため必要となった印刷物の費用でございます。

保険料は16年3月末から4月30日までの組合立病院運営時の病院賠償責任保険料でございます。この期間以降の保険料は、新年度に各病院で払っております。

委託料は、PFIアドバイザー業務委託2,713万4,100円、病院本館施設建築工事監理委託が1億1,824万3,000円、病院組合業務システム開発整備委託料が3億4,650万円、SPC業務システム開発等委託料が1億1,757万9,000円などがございます。

負担金は、中央病院への総合診療科及び市民病院への救急科等の設置に要しました経費への負担が1億2,138万7,150円、組合立病院への移行に要しました費用への負担が452万5,694円などがございます。

工事請負費は、工業用水中継施設の建設工事でございます。

企業債利息は、1億2,877万2,785円となっております。

以上、合わせまして施設整備費の合計は、9億7,800万6,924円となっております。

5目の資産購入費は、市民病院への救急科設置に要した医療機器と中央病院からセンターへ移設する医療機器を購入したものでございます。

5ページでございます。

試算表でございます。期中の帳簿記入が正しく行われているかどうかを検証するために作成されるものですが、借方金額と貸方金額の合計は、6ページにわたりますが、ごらんのとおり一致しておりますので、15年度中の帳簿記入は正しく行われたものと考えております。

続きまして、未収金一覧表でございますが、構成団体負担金を初め、両病院への派遣職員に係る人件費相当額負担金、情報公開に係ります公文書複写料及び職員の介護休暇取得に伴います給料の戻入がございました。

7ページをお願いいたします。

未払金は、御説明しましたとおり、請求書が来てないなどのために、支払いが年度内に完了しなかったものでございます。多額となっておりますけれども、派遣職員人件費相当額負担金のように、額の確定が翌年度の4月に3月分の時間外勤務手当等実績給を支払ってからというふうになってしまうものでございますとか、病院組合業務システム開発整備委託料などのように、工期が年度末となっておりますして、業務の検認が3月末日でできないものなどがあり、このような状況となっているものでございます。

その他流動負債一覧表でございますが、所得税などの預かり税金等でございます。

8ページでございますが、自己資本金の状況でございます。構成団体からの負担金がこれに当たりまして、15年度末で19億6,741万724円となっております。

次に、借入資本金の状況でございますが、企業債がこれに当たるものでございますが、

15年度末までに64億6,200万円を借り入れております。元金の償還がまだ始まっておりませんので、そのままの金額が未償還額として残っております。

次に、資本剰余金の状況でございますが、これまでに御説明いたしましたとおり、両病院への派遣職員に係ります人件費相当額負担金を計上しておりますして、2,245万4,262円となっております。

以上が決算内容説明書でございます。

○議長（元木益樹君） 以上ですか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 済みません、続きまして平成15年度決算審査意見書の資料がございます。

決算審査意見書でございます。本年9月24日に監査委員によります決算審査を受けまして、お配りしてありますような意見書をいただいております。

4ページに審査意見がございますが、「平成16年度は、これまで10年以上にわたって議論を重ね、整備を行ってきた高知医療センターにとって区切りの年となるわけだが、運営体制の確立や患者さんの移送業務等の残された課題の解決に向け、職員が一丸となって取り組むことが望まれる」という御意見をいただいております。この御意見を真摯に受けとめまして、残された期間はわずかとなってまいりましたが、全力で取り組んでまいりたいと考えております。

また、下から3行目でございます。以前から懸案事項となっております建設仮勘定の処理につきまして、昨年度の審査意見に引き続きまして御意見をいただいております。これにつきましては、恐れ入りますA4、1枚紙をお配りを申して上げております。建設仮勘定の処理についてという資料でございます。ここに書いてございまして、欠損金を計上することなく、監査委員の意見に沿いました処理をすることを検討をいたしてまいりました。公認会計士、公営企業のコンサルタントとも相談しました上で、処理方法を幾つか検討いたしまして、総務省と協議を重ねてまいりましたが、結果的にいずれの方法も適切な処理、経理方法とは言えず、これまでどおり建設仮勘定のみで経理することがよいという最終見解が出されました。加えまして、あえて何らかの処理をするということであれば、16年度において多額の欠損金を計上するという方法しかないという意見も得ました。

その総務省見解を受けまして、病院組合といたしましては、監査委員の御意見に沿った処理とはなりませんけれども、開院時に多額の欠損金を出すよりも、減価償却費という形で翌年度以降、損益に反映させていく方がよいのではないかという結論に達したところでございます。

最後でございます。もう一つの資料で、例月出納検査の結果報告を提示いただいております。これは地方自治法の規定によりまして、病院組合の現金の出納を、池脇、川添両監査委員に検査していただいております。平成15年9月から16年6月までの結果につきまして御報告をいただいたものでございます。

1枚めくっていただきまして、審査の結果がございます。「現金の出納を適正に表示しており、また現金の出納事務は適正に行われているものと認めた」という報告をいただいております。今後も引き続きまして、現金の出納事務を適正に行ってまいりたいと考えております。長くなりましたが、以上で私からの御説明は終わります。

○議長（元木益樹君） 質疑に入ります前に、監査委員にお伺いをいたします。

報第1号議案に関するただいまの事務局長の説明は、建設仮勘定の整理について、監査委員の審査意見の趣旨と異なっているように思いますが、意見などはございせんか。

○監査委員（川添裕一郎君） それでは、監査委員としての意見を申し上げます。

この建設仮勘定につきましてでございますが、いわゆる新病院建設に直接関係をしないう一般管理に該当すると考えられる人件費、経費等、いわゆる事務的経費が建設仮勘定として資産に計上されているわけでございますが、一方、資本でもこれに相当する額が組み立てられているということで、資産、資本が実質的な金額となっていない。また、このことが開院後の損益にもつながってまいりますので、開院までに何らかの処理をすることによって、資産、資本を適正な金額とするよう平成14年度及び平成15年度決算審査でも求めてきたわけでございます。

そこで、事務局の方でも、私どもの意見に対しまして、総務省とも協議を重ね、建設仮勘定の処理方法について鋭意検討して下さったわけでございますが、総務省の方から最終的にこのお手元に資料がございせんが、その処理方法案がいずれも経理上適切とは言えないと。あえて何らかの処理をするならば、開院時から多額の欠損金が支払われてることとなるという見解が示されたということでございます。

多額の欠損金計上を回避するとすれば、この総務省見解を踏まえまして、長期的には同じ結果とは思いうわけでございますので、病院組合案の現行の処理方法のもとで減価償却の形で毎年度の損益に反映することはいたし方ないと考えておる次第でございます。



質 疑

○議長（元木益樹君） それでは、質疑に入ります。

○7番（坂本茂雄君） 総括表のところで、ちょっと私が聞き漏らしたのかもしれませんが、ちょっとお尋ねしたいと思うんですが、この構成団体からの長期借入金3億円の部分なんですけれども、これでは当面の収支差をしのいでいくということなのか。例えば、これまでの議論の中で、中央病院、市民病院、それぞれの今年度における赤字分は、それぞれの団体が補てんをするというふうなことで来てたと思うんですけども、そのこととこの3億円の借入との関係というのを、ちょっと後で教えてください。

それと、もう一点、この構成団体負担金合意事項のペーパーの議論はここでやっておい

た方がいいのでしょうか。それとも別途に議論した方がいいのでしょうか。

○議長（元木益樹君） 一緒に結構です。

○7番（坂本茂雄君） この負担金の合意事項の部分というのは、例えば予算額で言うとトータルの額がこう出ているわけですがけれども、これもこれまでの議論でいくと、これを県、市で折半するというふうなことになってきたと思うんですけども、例えば17年でいくと約25億円ですか、これはそれを折半するというふうな形になっていくということも含めての合意になっているのかということをお聞かせください。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） まず最初の、今年度中の中央病院と市民病院の赤字、黒字の関係につきましては、それぞれの、これまで御説明申し上げてきましたとおり、それぞれ県、市で責任持つということでございますけれども、このこととこの3億円とは全く別の観点でございます。あくまで3月に高知医療センターが開院いたしました段階で、運転資金に充てる必要がある額として3億円の借り入れをお願いして合意したものでございます。

それから、次の負担金の合意事項につきましては、基本的には2分の1ということでございます。ただ、これまでずっと言われてきましたとおり、この中に例えば僻地医療の確保でございますとか、県の固有事務がございますので、それは、それぞれに固有する、帰属するものにつきましては、それぞれが負担するというルールでございます。

○5番（楠本正躬君） それに関連してですが、これは、積算基準、暫定っていうことになってますよね。それで今までの議論の中で、医療政策にかかわる問題を含めて、各団体の負担の割合については、基本的にその責務に従って分配するという話になってましたね。2分の1の原則というのは、共通項に対する2分の1論でしたよね。それでいくとこの中で、結局県、市で、県が100%、市がゼロの場合もあるだろうし、市が100%で県がゼロの場合もあるだろうし、ということで、この項目でいくと、どのような項目が折半に該当しない事項になるんですか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 基本的には僻地、2の表にございます(2)の僻地医療確保、これがすべて県ということでございます。あとは基本2分の1という考え方でございます。

○5番（楠本正躬君） いや、どうして、僻地医療の分もありますけども、病病、病診連携を含めて、紹介型病院を目指していくという話における研修支援システム、これなんかも折半になるんですか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 申しわけございません。今(7)の看護師養成支援につきましては、これは僻地とあわせて県の事務ということで、県に帰属いたしますのでこの2つは県になります。それから、これまで県全体の医療行政としてやってきたことというようなことで、県の方にウエートがあるのではないかとというようなものも当然ございます。それから、地域と密着型ということになれば、高知市の方ということもご

ございますけれども、そういった中で、これまで市民病院、それから中央病院が役割を担ってきました医療、病院の趣旨というので行ってきました医療を継続するという形の中で、全体的にその他の項目につきましては、2分の1を基本に負担を考えるとということが適当ではないかということ、県、市の方にも理解をいただいております、という形になっております。

○5番（楠本正躬君） 後でやる定款にかかわる部分と関連するんですけど、2分の1ということにくくって、別途協議という話になってますよね。別途協議の中身、これがおおむね要するに負担金の割合を決める基準よね、ということでしょう、そうでしょう。そうなると、もうちょっとやっぱりこの辺の議論はね、議会の方でも十分審議していただかないと、これをもとにしてもう決めましたよってという話でやられますと、また混乱が起きてくる。

それから、もう一つ確認をしたいと思いますんですが、PFI事業でSPCの事業が一定、収益が上がってくると。当初の段階における負担の割合でいくと、2分の1折半だけでも、負担金の部分も収益で補完できるようなシステムになったときに、つまり完全黒字化したと、いった時点における負担金の取り扱いはどうなるんですか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 基本的にはこの合意事項に書いてございますとおり、16年から18年までの3年間につきましては、暫定的にこういうふうな形にしておりまして、その間に医療センターの経営というのは一定安定期を迎えるということになりますので、その時点で確定できるような形で協議をもう一度しようということが、この合意事項でございます。そういう中で、黒字になった場合でありますとか、そういったことにつきましても、その時点で議論できるかどうかは別として、そういったことも視野に入れて、3者で協議するということになるものだと考えております。その結果につきましては、当然組合議会の方にお諮り申し上げまして、御意見もちょうだいしなければならないと思っております。

○5番（楠本正躬君） これは議長に要請をしたいと思いますけども、構成団体の負担金の合意というのは、大変重要な課題でございますので、このことを別途ですね、議員協議会でも結構ですので、集中的にやっぱり審議できるような場をつくっていただきたい。

○議長（元木益樹君） では議員協議会でお諮りいたします。

○14番（牧 義信君） 補正予算の総括表の部分で、今回の補正は1カ月分ということなんですが、確かに開院当初の1カ月分の中身で言うと、やっぱり相当辛く見込んでいるのかなあという気がするんですが、例えば後で説明があるんでしょうけど、現在の県中と市民から移す患者数が最大380人という数字が出てきますよね。今予算上で見ると、375人というのは實際上3月は、新規の入院患者はないというような感じで見込んでるのか、つまり確かに出発点での厳しさはあると思うんですけども、当然県民、市民の要望からいけば、新たに入院したいということも実態として患者の状況から出てくると思うし、そ

ういう点でいくと、もう少し入院なんかについては、考えてもええんじゃないかなという気もしたんですが、その点はどうですか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） この平均いたしますと375人という数字ではじております。この考え方につきましては、両病院からの患者移送を350人と想定をいたしておりまして、年度末で400人という形で375人という数字を想定をいたしておりまして、350人の両病院から移送する患者さんにつきましては、当然出入りもございますし、単純に50名が新規患者ということではなくて、議員おっしゃいましたようにそういう、かなりシビアに考えていくべきではないかということのもとにこういう予算立てにいたしておりまして、これ以上に当然努力するということは当然でございます。

○14番（牧 義信君） 先ほどの負担金の合意事項の問題はまた別途議論をするという話ですんで、これはまた大いにやりたいと思いますが、これ自体も基本的にはまあ一遍やってみて、ぐあいの悪いところはまた直そうということですから、それはそれで、今のうちにコンクリートしない方がいいというのを僕も思いますので、それは賛成です。

また、今までの負担金額を超えないという点でいくと、下に試算が出てるように、こういう言い方は悪いけども、まだ今までの分との額で言えば少しあると。という点から見て、いつも議論になりますけど、そもそも公営企業に対する負担の考え方っていうのは、解釈の仕様によっていろいろ出てくるんじゃないかというふうな気がしますが、こういうふうにはんと出てきた以外に、例えばこういう分の可能性はあるとかということで検討された中身というものはあるんですか。こういう項目はその可能性があるとかがというふうに議論された内容っていうのはありますか。

○移行統括部長（長瀬順一君） 幾つか議論をいたしました。その中で、例えばリハビリテーションに対する取り扱いとか、それから実際今回の考え方は、救命救急センターとか、総合母子にウエートを置いた考え方で整理がなされました。そのことによりまして、他の病棟とかに及ぼす影響というのは、繰入基準の中ではなかなか反映しにくい部分がございます。そういうものを例えば高度医療という大ぐくりの繰入基準がありますが、それを総合的に見たときに、どうやってしんしゃくして計数化するかという議論はかなりいたしました。しかし、なかなか現時点で基礎数値がない中で、そういうものを計数化はなかなかできないだろうという形でこんな形になりました。ほかに項目としましては、がん拠点病院でございますので、がん研究所みたいな扱いをした部分もありますので、そこらあたりの取り扱いについては、今回は具体までまとまらずにゼロという形になっております。そういった幾つかの点はございました。

○14番（牧 義信君） 救命救急を重視して、ほかに与える影響分というのは、これは当然考えられるし、今の時点でそれがどればあっているのは難しいけど、項目としては、さっき言ったりハビリテーション部分をどう考えるとか、そのがん研究所分をどう考えるかというのが、ある意味で境、境というか、考えようによってはどうでもできる。こん

なことは言われんけど、どうでもできるとは言われんけど、本来必要な分であるとすればそれは含めるべきだと思うんですね。だから、今までの額を超えないっていうのはこれは絶対の条件であったとしても、本来やっぱり自治体病院の経営上、この部分というのは非常に大事なんで、ぜひ例えば次、説明を再度受けるようですから、こういう形だけじゃなくて、本来の考え方の中でどういうふうに整理したか、未整理の分は何か、というふうにやっぱりちゃんと今度示していただきたいと思ってます。

それから、決算にかかわってなんですけど、これは前に決算かな、一遍に聞いたき忘れてたけど、工業用水の関係で二千何百万円、中継施設の分が出てましたが、この中継施設というのは、敷地内につくったもん。つまり、東部からこっちへ引いてくる分については、上水道の関係は企業が向こうで持ってくるということだったと思うんですが、これなんかについてもこっちの側が負担とかということでの根拠っていうのはどういうふうになってます。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 敷地外の部分でございます。具体的に申し上げますと、こちらからまいりますとトンネルがございますが、その手前に中継施設を設けまして、そこからの高知医療センターの敷地までの間の導入管、敷地の直近地までの導入管を建設したものでございます。

○14番（牧 義信君） そちら辺のところの問題での負担の話というのはもともとからもうそういう規定になっとんのですか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 市の方と協議した結果で、その部分については、私どもが専ら使用するということでございますので、市として負担できないということで……

（「という話やったが」と言う者あり）

はい。それは予算の計上をするときに御説明をさせていただいたところでございます。

○14番（牧 義信君） それと、決算の部分で不用額、これ全部説明しよってもしようがないと思うんですけど、例えば議会費の中で旅費交通費。恐らくこれは議会としての視察に行く分しなかったということだと思う。これはこれでええですけど、ほかに例えばさっき言われた印刷製本費も若干残ってるみたいやけど、使った額もそれほど大きな額やないけど、76万円ぐらいここ残ってますよね。つまり、例えばその中で、印刷で新しい病院を紹介するパンフレットをつくったり、つまりこれから出発するに当たって、非常にある意味で前向きに出ていかにやいかん部分で残っておるといのがちょっと今説明を受けた中でも感じたんですけども、そういう心配はないですか。不用額の問題、全体見渡してみて。

○移行統括部長（長瀬順一君） 不用額そのものにつきましては、その具体的に申しますと、プロパー職員の給与費なんかの一般管理費が見込みを下回ったことと、それから医療機器の購入に関しまして、機種が確定したことによって不用が生じたものといったものが

重立ったものでございます。印刷製本費に関しますパンフレット云々につきましては、我々としても大いに15年度中にもPRの関係でパンフレット相当出るという形で、予算をかなり見込んでおったわけですが、その分、15年度においては、皆さんも御存じのパンフレットを増刷する形で対応ができました。ただ今年度につきましては、開院に向けて幾つかパンフレット等の整理も必要と考えておりますので、御紹介のようにそれが印刷費が減ったことによりまして、PRとか不足することはないように今後対応したいというふうに思っております。

○14番（牧 義信君） それは僕は一つの例で挙げたんで、本来その不用額部分ってのは予算との差、実際の差ですから、あっちゃいかんとは言われんけど、本来目的があって予算組んで、実際は使わなかったという部分が数字としてこう出てくるわけですね。だから、決まりきったことでこう不用額が出たというなら構へんけど、本来やっぱりそのところでここはこういう努力が必要やったという点は、予算を執行する側としては、ある意味ではね、反省としてはきちっと持ちよかないかんわけで、余りそういうふうには一切聞こえなかった、報告がね、のでちょっと聞いたんですが、その点はどうですか。

○移行統括部長（長瀬順一君） 先ほど私の方から確定とかというふうに申しました。ただ、予算を執行し補正の期間もあったわけですので、不用が生じないむだのないような予算の補正をするという形が必要だと思います。御指摘のとおりであろうかと思えます。ただ、新病院整備というこの中で例えば時間外の問題にしましても、短期間で揺れ動く部分が随分ございました。そこらあたりで勇気を持ってばさっと切って、不用を出さないような対応ということを私どもとして十分できなかつた点はあるかと思えます。通常ベースになりまして計算がある程度見通しが立つようになれば、決してそういうことのないように努力していかなければならないと思えますが、15年度におきましては、どのような、例えば移行に関連します業務につきましても、総合診療科とか、それから救命救急科の整備といった部分、これも年度当初からということではなくて、徐々に年度末に向けていろんな課題を整理してきた経緯もございますので、そこらあたりで残念ながらこういった不用額が出たというふうに思っております。

○14番（牧 義信君） 今のところまだ全然経営始まってないからね、そういう意味で問題が大きくなってきてるとも思わんけども、実際に本格的に経営が始まっていったときに、やっぱりその中で組んだ今度の新しい病院の予算ていうのは、やっぱり対県民との関係でもすごい意味を持ってくるし、その執行には相当やっぱりきちんと気を使っていかなきゃいかん。その結果は決算という格好で出てくるわけです。ぜひこれから本格的には気をつけていただきたいと思っております。

それから、1点質問なんですけど、企業債の利率の問題をこれいちいち聞いてもしいやあないけど、例えば短期と長期で言うと、利率の中身が当然違ってきますが、1つ長期でも1.2%っちゅうのがあったわね。ほか長期ですと2.2%とかということになってくるだけ

ど、これは例えば2.2%は仕方ない、1.2%は特別やったということの結果なんだろうと思いますが、その点はどうか。

○事務局長兼事務局次長（吉岡和夫君） 決算書の10ページにそれぞれ利率が載っておりますけれども、ちょっとこれのそれぞれにつきまして、御質問の分につきまして、手持ち資料ございませんので、ペーパーにしまして後で申し上げたいんですが。

○議長（元木益樹君） そういうことで、牧議員。

○14番（牧 義信君） はい。

最後に。

○議長（元木益樹君） まとめてください。

○14番（牧 義信君） これ未収金と呼んでいいかわかりませんが、新たに新しい病院が始まっていくわけやけど、市民と中央で、完全に一般が負担する3割とかという部分の未収金というのはどの程度の額になって、今後組織としては同じですから、当然そういう格好での対応はしていくんだろうと思うけど、その辺はどういうふうになるんですか。

○移行統括部長（長瀬順一君） 未収金、特に問題がありますのは個人の未収金であります。現在中央病院と市民病院でそれぞれやっておりますが、月別で言いますと9億円、8億円という額になっておりますけど、そのうちの大方は、団体未収金であります。それで個人未収金がどれくらいになるかということですが、大体平年ベースで見ますと、最近の傾向としては徐々に分割して返済する場合がかなり多くなっておりまして、一番課題になります不納欠損金という額で見ますと、中央病院なんかでは160万円ぐらいの不納欠損金が出ております。不納欠損金の率としましては、収益に対しまして0.04ぐらいになってございますが、そういったのが大体の最終的に未収金として不納で残る部分ではないかなあというふうに思っています。それに対しての対策というのももちろん講じていかなきゃいけませんけども、今回SPCとも協力をして、発生させない、それから残さないという対応をやっていかなきゃいけない。全体の額は、大体そんなところだと思います。

○議長（元木益樹君） ほかに。

（「なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） ございませんか。

それでは、質疑なしと認めます。よって、質疑を終結をいたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（元木益樹君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。



採 決

○議長（元木益樹君） これより採決に入ります。

議第1号平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、議第2号公平委員会の事務の委託の廃止に関する議案を採決いたします。

本議案を原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

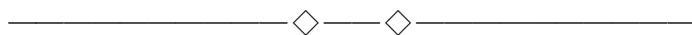
○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり可決されました。

次に、報第1号平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算を採決いたします。

本議案を原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（元木益樹君） 全員挙手であります。よって、本議案は原案のとおり認定することに決しました。



○議長（元木益樹君） 以上をもって、今期定例会提出の案件全部を議了いたしました。

これをもちまして、平成16年11月高知県・高知市病院組合議会定例会を閉会いたします。

午前11時16分 閉会

平成16年11月5日

高知県・高知市病院組合議会議長 元木 益樹 様

高知県・高知市病院組合管理者 高橋 淳一 印

議案の提出について

平成16年11月高知県・高知市病院組合議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第1号 平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補正予算

議第2号 公平委員会の事務の委託の廃止に関する議案

報第1号 平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決算

平成16年11月高知県・高知市病院組合議会定例会議決一覧表

事件の 番 号	件 名	議決結果	議 決 年月日
第 1 号	平成16年度高知県・高知市病院組合病院事業会計補 正予算	原案可決	16. 11. 5
第 2 号	公平委員会の事務の委託の廃止に関する議案	〃	〃
報第 1 号	平成15年度高知県・高知市病院組合病院事業会計決 算	認 定	〃

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

議 員

議 員

議 員